

# 議 事 録

## 第 18 期名護市農業委員会 第 6 回 総 会

令和 6 年 2 月 27 日 (火)

## 名護市農業委員会 第6回総会

開催日時 令和6年2月27日(火) 午前10時00分～11時00分

開催場所 名護市21世紀の森体育館 第1・2会議室

出席委員（農業委員）

1番	野原 朝行	欠	2番	比嘉 清隆	○	3番	川上 達也	○
4番	岸本 信子	○	5番	山城 秀樹	欠	6番	仲村 正司	◎
7番	前川 太輝	◎	8番	伊波 實	○	9番	宮城 政喜	欠
10番	宮城 二郎	欠	11番	比嘉 政昭	欠	12番	川野 圭輔	○

（農地利用最適化推進委員）

13番	比嘉 勲	○	14番	清水 一郎	○	15番	比嘉 海斗	○
16番	呉屋 信竹	○	17番	平 智昭	○	18番	林 昌平	○
19番	宮城 直人	○	20番	上間 光成	○	21番	古我知 直人	○
22番	玉城 司	○	23番	上地 一宏	○	24番	野原 三喜郎	○
25番	藤原 邦彦	欠						

議事録署名人 ※上記表内の「◎」

書記 名護市農業委員会事務局

議案 第28号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
 第29号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について  
 第30号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
 第31号 農用地利用集積計画の意見決定について  
 第32号 非農地証明願について  
 第33号 農用地利用促進計画案に関する意見決定について  
 報告 農地法第5条許可の取下げ願いについて

(開会)

局長 時間になりましたので第 18 期第 6 回名護市農業委員会総会を始めさせていただきます。

本日の総会は議案 6 件、報告 1 件となっております。本日会長が所用で欠席のため、2 番委員(比嘉)が議長代理として進行を進めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

議長代理 皆さんおはようございます。本日議長代理を務める比嘉です。よろしくお願いいたします。インフルエンザなど流行しておりますので皆さんも体調にはお気を付けください。

本日の欠席者ですが先程報告があった野原会長、5 番委員、9 番委員、10 番委員、11 番委員、25 番委員となっております。5 名の方が欠席されておりますが、議事には支障ないので進めさせていただきます。

只今より令和 6 年第 18 期第 6 回名護市農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名人は議席番号 6 番委員及び議席番号 7 番委員の両委員にお願い致します。それでは本日の議事に移りたいと思います。

(議案第 28 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について)

議長代理 議案第 28 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 28 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、今月 7 件申請が上がっております。

整理番号 1 番 為又の 1 筆、地目畑、面積 308 m<sup>2</sup>、新規就農による 3 条有償移転。従事日数 150 日。予定作物は野菜となっております。

整理番号 2 番 源河の 1 筆、地目畑、面積 1,808 m<sup>2</sup>、新規就農による 3 条有償移転。従事日数は本人と妻それぞれ 150 日、子 50 日。予定作物島トウガラシ、バナナ、ドラセナとなっております。

整理番号 3 番 呉我の 1 筆、地目畑、面積 3,076 m<sup>2</sup>。新規就農による 3 条有償移転。従事日数 150 日。予定作物ウコンとなっております。

整理番号 4 番 中山の 1 筆、地目山林、面積 3,499 m<sup>2</sup>。新規就農による

3条有償移転。従事日数それぞれ150日。予定作物コーヒーとなっております。

整理番号5番 汀間の1筆、地目畑、面積566㎡。規模拡大による3条有償移転。従事日数150日。予定作物ウコンとなっております。

整理番号6番 運天原の2筆、地目畑、合計面積315㎡。規模拡大による3条無償移転。従事日数本人、夫それぞれ300日。予定作物バナナとなっております。

整理番号7番 運天原の1筆、地目畑、面積741㎡。新規就農による3条無償移転。従事日数は本人と夫それぞれ300日。予定作物バナナとなっております。

以上説明を終わります。

議長代理 只今説明のありました議案第28号農地法第3条第1項の規定による許可申請について何か質疑はございませんか。

質疑がないようなので、議案第28号農地法第3条第1項の規定による許可申請について申請の通りすべて可としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

議長代理 議案第28号についてはすべて可と致します。

**(議案第29号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について)**

議長代理 議案第29号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について。  
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第29号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について今月2件の案件となっております。

整理番号1番 中山の1筆、地目畑、面積2,752㎡。転用目的、資材置場となっております。平成28年に宿泊施設として許可を取っていましたが、コロナウイルスにより事業計画を断念し今回資材置場としての事業計画変更申請

となっております。農地区分は第2種農地、一団の農地は0.1haとなっております。

整理番号2番 宇茂佐の1筆、地目田。面積1.38㎡。転用目的、雨水排水路となっております。名護市による雨水排水路の転用となっております。面積が1.38㎡ですが元々隣の地番と同じ1筆の土地で、平成16年に事務所として許可が下りていましたが、河川沿いで水害が懸念されることから事業を断念し、今回申請地を分筆し雨水排水路としての転用となります。名護市が行う道路や河川等の土地収用法による農地転用につきましては原則農地転用不要となります。今回は当初、事務所で許可が下りておりますので5条申請はなく事業計画変更承認申請のみの申請となっております。元々許可を取っていた1.38㎡以外の面積につきましては令和5年12月に貸資材置場として事業計画変更許可済みとなっております。農地区分第2種農地、一団農地は0.1haとなっております。

説明以上となります。

議長代理 以上、事務局から説明のありました議案第29号について質疑はございませんか。

議長代理 質疑がないようですので議案第29号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について申請の通りすべて可としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし

議長代理 議案第29号はすべて可と致します。

#### (議案第30号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について)

議長代理 議案第30号農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

局長 お手持ち資料6ページ議案第30号農地法第5条第1項の規定による許可申請について今月7件の案件がございます。

事務局 整理番号1番 為又の1筆、地目畑、面積6,993㎡のうち2,340㎡。賃借権による駐車場の申請となっております。

整理番号2番 為又の1筆、地目畑、面積1,101㎡。使用貸借権による駐車場の申請となっております。整理番号1番と2番は一体利用の申請となっております。すでに別の方が資材置場として利用されている形跡が見受けられたので始末書を提出して頂いております。許可後、駐車場として整備し学生用の駐車場として利用される予定です。農地区分は第2種農地、一団の農地1.3haとなっております。

整理番号3番 為又の1筆、地目畑、面積2,644㎡。所有権移転による駐車場の申請となっております。申請地にすでにお墓と倉庫が建っておりますが、許可後に解体し駐車場として利用する予定となっております。農地区分は第2種農地、一団の農地3.2haとなっております。

整理番号4番 為又の1筆、地目畑、面積50㎡。所有権移転によるお墓の申請となっております。こちらは整理番号3番の隣の土地になりまして

整理番号3番にあったお墓をこちらの申請地へ新規で建てる予定です。農地区分は第2種農地、一団の農地3.2haとなっております。

整理番号5番 伊差川の1筆、地目畑、面積1,568㎡。所有権移転による貸資材置場の申請となっております。貸資材置き場の申請ですので確約書を提出して頂いております。農地区分は第3種農地で第2種住居地域となっております。

整理番号6番 我部祖河の1筆、地目畑、面積897㎡。所有権移転による駐車場の申請となっております。農地区分は第1種農地となりますが、10戸連坦の例外規定が適用される場所となります。周辺に集落がございまして10戸以上の住宅が建っておりますので10戸連坦となります。

整理番号7番 屋部の1筆、地目畑、面積733㎡。所有権移転による資材置場の申請となっております。こちらはすでに資材置き場として使用されている形跡が見受けられましたので始末書を提出して頂いております。農地区分は第2種農地、一団の農地0.2haとなっております。

5条の説明以上となります。

議長代理

只今説明のありました議案第30号について質疑はございませんか。

委員 よろしいでしょうか。我部祖河 10 戸連坦についてですが、先月も確か 10 戸連坦の適用があったと思いますが、第 1 種農地でも 10 戸連坦の例外規定が使えたと転用が増えるのではないのでしょうか。

事務局 10 戸連坦の規定がございまして居住規定というのがあります。住宅の場合だと基本的に 10 戸連坦は認められます。今回のように駐車場や、資材置場などは転用事業者が申請地の字、もしくは隣の字に居住していることという規定がございまして。今回の譲受人は法人となりますが法人の場合も条件は同じとなりますので、誰でも適用されるというわけではありません。

委員 有難うございました。

議長代理 他にございませんか。  
他に意見がないようですので議案第 30 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について申請の通りすべて可としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

議長代理 議案第 30 号はすべて可と致します。

#### (議案第 31 号 農用地利用集積計画の意見決定について)

議長代理 議案第 31 号農用地利用集積計画の意見決定について事務局より説明をお願いします。

事務局長 お手持ち資料 9 ページより説明させていただきます。令和 6 年 2 月 20 日付けで名護市長より名護市農業委員会あてに農用地利用集積計画の決定について依頼がございまして。

譲渡人 5 名、譲受人 5 名。設定筆数 8 筆、面積計 18,122 m<sup>2</sup>となっております。詳細につきましては担当より説明がございまして。

農地係 議案第 31 号農用地利用集積計画の意見決定について説明させていただきます。

整理番号 1 番 饒平名の 1 筆、5 年間の賃借権、予定作物パイン。新規 52 歳、従事日数 150 日、1 名にて従事予定となっております。

整理番号 2 番 饒平名の 1 筆、2 年間の使用貸借権、予定作物バナナ。こちらは再設定、従事日数 250 日、1 名にて従事予定となっております。

整理番号 3 番から 6 番 真喜屋の 4 筆、2 年間の解除条件付き貸借権。予定作物は牧草。新規。法人代表取締役 1 名で 200、3 名を雇用予定で 130 日従事予定となっております。

整理番号 7 番 我部祖河の 1 筆、5 年間の使用貸借権。予定作物ミカン。新規 74 歳、1 名にて 150 日従事予定となっております。今後、所有権移転を予定しております。

整理番号 8 番 饒平名の 1 筆、所有権移転。パインを耕作中。こちらは利用権の使用貸借権から所有権移転となっております。40 歳、1 名で従事しております。

説明以上となります。

議長代理 只今説明のありました議案第 31 号について何か質問はありますか。

委員 よろしいでしょうか。解除条件付きについて教えてください。

農地係 解除条件付きとは農地所有適格法人以外の法人はすべて解除条件付きでの貸借となります。適正に使用されていなかったり、賃料の支払いが遅れたりされた場合に貸借を解除する旨の条件が付されております。

委員 有難うございます。

議長代理 他にございませんか。  
他にないようなので、議案第 31 号農用地利用集積計画の意見決定について申請通りすべて可としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

議長代理 議案第 31 号はすべて可と致します。



(議案第 32 号 非農地証明願について)

議長代理 議案第 32 号非農地証明願について事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号 1 番 名護の 2 筆、合計面積 22,324 m<sup>2</sup>。非農地の事由は「当該申請地は当初ミカンを栽培していましたが、昭和 55 年頃に宜野湾市へ転居しその後耕作されることなく放置していたため現在は山林となっている。今後、農地としての利用は困難である。」で、かなり広い土地の申請となっておりますが、中心部分は平坦で耕作されていたような形跡が見受けられます。周囲は大木が生えております。全体的に見ると全部が山林というわけではなく中心部分は雑草が生えている程度の場所もあります。現地調査員の意見をお願い致します。

調査員 はい。現地を確認したところ、周囲は大木がありますが中心部分は背丈ほどのススキ等の雑草が生えている程度でした。非農地と判断するにはどうなのかと私は思いました。

以上を踏まえた調査員の意見ですが、当該申請地は一部に木が生い茂っている状況が確認できるものの、全体が山林化しているとはいえず、中の方には平坦で拓けた場所も確認されたことから、農地としての利用が困難であるとは言えないため、証明不可と判断しました。調査員の意見は以上です。皆さん審議をよろしくお願い致します。

議長代理 整理番号 1 番について何か意見はございますか。

委員 こちらの農地は農地バンクの案内などはされていますか。

事務局 今回は非農地証明願の申請ですので、現時点でそのような案内等はしておりません。

議長代理 調査員の方からは証明相当と判断するには難しいのではという話があり、またかなり大きい面積でもあります。航空写真を見ても周り的大木などは防風林のように見えますが皆さんどうですか。

委員 農地利用できると思います。

議長代理 委員からは農地利用できるというご意見がありましたが、整理番号 1 番は証明不可としてよろしいでしょうか。

- 委員 異議なし。
- 議長代理 それでは整理番号 1 番を証明不可と判断致します。次に整理番号 2 番の説明をお願いします。
- 事務局 整理番号 2 番 為又の 3 筆、合計面積 6,742 m<sup>2</sup>。非農地事由は「当該申請地は当初、ミカンを栽培していましたが昭和 55 年頃に宜野湾市へ転出しその後耕作されることなく放置していたため現在は山林となっており、今後農地としての利用は困難である」となっております。こちらは整理番号 1 番の申請人と同じ方の農地になりまして、3 筆が散らばっておりますので 1 筆ずつ現況を写真でお見せしていきます。
- まず 1 ヶ所目は全体的に木が生い茂っており樹木が密集し山林化している状況です。2 ヶ所目は 1 筆で 3,776 m<sup>2</sup> ありかなり大きな面積となり一部は樹木が生い茂っている状況ですが、半分位は雑草程度で木が生えているというよりは最近まで耕作されていたように見受けられました。3 ヶ所目も 2 ヶ所目と同様に道沿いに接している農地であり、全体的に木が生い茂っている状態ではなく雑草程度の部分もありました。以上整理番号 2 番の説明を終わります。現地調査員の意見を、3 筆分まとめてお願い致します。
- 調査員 はい。整理番号 2 番 3 ヶ所現地調査回りましたが、前回と一緒に中の方は拓けていてススキや蔓草など、雑草程度に感じました。最近まで耕作されていたような、2 番に関しては農業用水も整備されている箇所もあり、その周辺はススキなど雑草程度の部分もありましたので最近まで耕作されていたのかなと感じました。
- 以上を踏まえた調査員の意見ですが、当該申請地は一部に木が生い茂っている状況が確認できるものの、全体が山林化しているとは言えず、ところどころ平坦でひらけた場所も確認されたことから、農地としての利用が困難であるとは言えないため証明不可と判断しました。調査員の意見は以上です。皆さん審議をお願いします。
- 議長代理 整理番号 2 番について、3 筆を一体と考えて何か意見はありませんか。
- 委員 はい、よろしいでしょうか。1 筆目は非農地相当でもよいのかなと思いましたが、2 筆目、3 筆目は不可相当だと私は思いました。こちらの申請は 1 筆目だけ証明相当、残り 2 筆は証明不可ということは可能でしょうか。

事務局 整理番号 2 番の申請に関しましては、3 筆まとめたの証明願申請となっておりますので、判断の仕方としては 3 筆を見ての判断となります。

今回の申請だと 3 筆まとめたの判断となります。仮に 1 筆目だけ単独で申請が上がってきた場合、認められれば許可相当となります。

議長代理 他にありませんか。今回の整理番号 2 番の申請は 3 筆まとめたの申請となっておりますので、1 筆目だけ許可相当ではないかのご意見はございますが、他 2 筆含めたの審議となります。後日、1 筆目だけ単独で非農地申請をするしかないだろうと思います。

局長 整理番号 2 番の申請は 3 筆まとめたの判断になりますが、申請者に説明する際には、「農業委員会では一番最初の農地は非農地として該当すること、残り 2 筆は農地として利用できるということでした」という意見を伝えることは可能ですか。それができれば、申請者は最初の農地を次にまた非農地申請を上げることができるので、そうしたほうがいいです。

事務局 はい。それは可能ですので説明いたします。

議長代理 では、整理番号 2 番は証明不可としてよろしいでしょうか。よろしいようなので、証明不可とします。

事務局 整理番号 3 番 為又の 1 筆、地目畑。面積が 31 m<sup>2</sup>、非農地となった事由は「当該地は進入路のない農地で、農地としての利用は困難である。40 年前より住宅の敷地の一部として利用されている」ということでした。現場の写真ですが、このとおりの庭の一部となっている細長い部分です。住宅の隣の倉庫の部分に一部かかっている、農地として一部残っている状況です。現地調査員の意見をお願い致します。

調査員 写真でご覧のとおり軒下のような状態で花園になっているところになります。非農地としていいのかなと思いましたが。そのため、当該地は住宅敷地の一部として長年利用されており、狭小面積で 20 年以上農地としての利用がされていないため、証明相当と判断します。調査員の意見は以上です。

議長代理 整理番号 3 番について、ご質問のある方はお願いします。質問がないようなので、証明相当とします。

(議案第 33 号 農用地利用促進計画案に関する意見決定について)

議長代理 議案第 33 号 農用地利用促進計画 (案) に関する意見決定について説明をお願いします。

局長 議案第 33 号農用地利用促進計画 (案) が出されております。詳細については担当より説明いたします。

農地係 農用地利用促進計画 (案) に関する意見決定について

呉我の畑 1 筆、個人から沖縄県農業振興公社へ 10 年間の中間管理権、沖縄県農業振興公社から法人へ 10 年間の賃借権、予定作物が野菜になっております。こちら農地確認と受け手からの聴き取りに同席して頂いた委員に受け手の説明を行って頂きます。

委員 受け手の合同会社は法人として羽地地域を中心に県内外に向けた野菜を生産・販売しております。基本構想水準到達者で人・農地プランでは振慶名・山田・伊差川・仲尾地区で中心経営体に位置づけられています。今回の農地は同法人の農地に隣接している土地でもあり、同法人の希望による借り入れです。所感としましては、呉我であちらこちらで同法人が遊休農地を利用しながら規模拡大しながら進めており、稼げる農業を若い人たちと一緒にやっていますので、これからこういう形も多くなるのではないかと考えております。以上です。

議長代理 ご質問のある方はお願いします。  
なければそのまま可決といたしますが、よろしいですか。

委員 はい。

議長代理 では可決とします。

(報告 農地法第 5 条許可の取下げ願いについて )

議長代理 報告事項 農地法第 5 条許可申請の取下げ願いについて、お願いします。

事務局 報告になります。

天仁屋の1筆、地目畑で面積973㎡のうち88.57㎡。使用貸借の権利設定で農地転用が、こちら先月1月の総会で、農振農用地内になりますが、携帯基地局の工事のための工事用敷地として申請が上がっていたものになりますが、今回、この敷地を使わなくても工事が行えるということになったため、今回の申請は取り下げるということになりました。

報告は以上です。

議長代理 有難うございました。

(閉会)

議長代理 以上で本日の議案・報告はすべて終了しました。  
これをもって、第6回名護市農業委員会総会を閉会します。

上記については、名護市農業委員会会議規則第32条第3項の規定により署名する。

名護市農業委員会

議長代理(比嘉清隆)

比嘉清隆

署名委員(仲村正司)

仲村正司

署名委員(前川太輝)

前川太輝